

東京カーリングクラブ会則

発効 2003年06月14日
最終改定 2015年06月13日

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、「東京カーリングクラブ」(欧文「Tokyo Curling Club」)と称する(以下、「クラブ」という)。

(目的)

第2条 クラブはカーリングの精神にのっとり、以下の目的を達成するために活動する。

- (1) カーリングの普及。
- (2) 会員のカーリング技術の向上。
- (3) 会員相互の親睦。

(活動)

第3条 前条の目的を達成するため、クラブは主に東京都内において以下の活動を行う。

- (1) 練習会の開催。
- (2) 初心者スクール等の普及・広報活動。
- (3) 競技会の主催及び後援。
- (4) 日本選手権等の大会に参加するチームへの支援。
- (5) その他、前条の目的を達成するための一切の活動。

(協会への参加)

第4条 クラブは、東京都カーリング協会(以下、「都協会」という)に会員として参加する。

(所在)

第5条 クラブの所在地を、東京都内に置き、事務局は、代表が定める場所に置く。

第2章 会員

(会員の資格)

第6条 会員は、本会則に同意し、クラブの目的に賛同する者とする。

(会員種別)

第7条 クラブの会員は以下の種別に分類される。

- (1) 一般会員(クラブで活動を行う者のうち、学生会員、中高生会員及び小学生会員に該当しない者)
- (2) 学生会員(クラブで活動を行う者のうち、会計年度初日の属する年の4月1日(以下本条において「基準日」という)において18歳以上であり、大学、大学院又はそれらに準ずると役員会が認めた学校に在学中の者)
- (3) 中高生会員(クラブで活動を行う者のうち、基準日において12歳以上18歳未満の者)
- (4) 小学生会員(一般会員の子であって、当該一般会員の管理監督のもとでクラブの活動に参加する、基準日において6歳以上12歳未満の者)

- (5) 賛助会員（クラブで活動を行わないが、クラブの目的に賛同し、クラブからの連絡を希望する者）

（入会手続）

第8条 クラブへの入会を希望する者は、所定の様式の入会申込書をクラブに提出し、会費の納入をクラブが確認した時点で、会員資格を取得する。ただし、第12条第3号による除名処分を受けた者が除名の日から起算して2年以内に再び入会を希望する場合は、総会において承認を必要とする。

- ② 中高生会員及び小学生会員として入会を希望する者は、入会に際し保護者の承諾を必要とする。ただし、小学生会員については、保護者である一般会員の承諾を必要とする。

（競技者登録）

第9条 クラブは、一般会員、学生会員、中高生会員及び小学生会員について、都協会を通じて、公益社団法人日本カーリング協会に対して競技者登録申請をするものとする。ただし、当該会員が競技者登録を希望しないことをクラブに対して通知した場合はこの限りでない。

（会費の納入）

第10条 会員は、年度会費を所定の期日までに支払うものとする。

（会員証）

第11条 クラブは、会費を納入した会員に対し、会員証を発行する。会員はクラブの活動に参加するときには会員証を携帯し、クラブが求めた場合には会員証を提示しなければならない。また、小学生会員については保護者である一般会員も会員証を提示しなければならない。

（会員資格の喪失）

第12条 会員が以下の各号のいずれかに該当した場合、その会員は会員資格を喪失する。

- (1) クラブに対して退会届の提出があったとき
- (2) 死亡したとき、もしくは失踪宣告を受けたとき
- (3) クラブもしくはカーリングの社会的品位を著しく低下させるという理由により総会において除名の決議がなされたとき
- (4) 会費納入の督促を受けてもなお会費の納入を特段の理由なく怠ったとき
- (5) 保護者が会員資格を喪失したとき。なお本号は小学生会員にのみ適用する。

第3章 役員等

（役員構成）

第13条 クラブに以下の役員を置く。役員は複数の役職を兼ねることができる。ただし、代表は他の役職を兼ねることはできない。なお、役員総数は15名以内とする。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名以上4名以内
- (3) 会計 1名以上2名以内
- (4) スクール 2名以上
- (5) 競技運営 2名以上
- (6) 総務 2名以上

（顧問）

第14条 クラブに顧問を置くことができる。顧問は役員を兼ねることができない。

(会計監査)

第15条 クラブに会計監査2名を置く。会計監査は役員を兼ねることができない。

(役員等の職務)

第16条 役員、顧問及び会計監査の職務は以下の通りとする。

- (1) 代表は、クラブを代表し、クラブ運営を統括する。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときもしくは不在の時には代表の職務を代行する。
- (3) 会計は、クラブの収入及び支出を行う。
- (4) スクールは、クラブの主催する初心者スクールの運営を管理する。
- (5) 競技運営は、クラブの主催する練習会及び競技会の運営を行う。
- (6) 総務は、会計、スクール、競技運営に属さないクラブ運営を行う。
- (7) 顧問は、クラブに必要な助言を行う。
- (8) 会計監査は、クラブの会計運営に対して監査を行う。

(役員等の資格)

第17条 役員及び会計監査は一般会員、学生会員または中高生会員でなければならない(以下この章において「会員」とは役員になる資格を有する会員を指すものとする)。ただし、必要な場合には会計監査のうち1名に限り会員でない者を選出することができる。

- ② 役員が会員資格を喪失した場合は、その役員はその地位を失う。また、会員である会計監査が会員資格を喪失し、会員資格を持たない会計監査が2名になった場合は、新たに会員資格を喪失した会計監査はその地位を失う。

(代表の制約)

第18条 代表は、都協会の理事を兼ねることができない。

(役員等の選出)

第19条 役員及び会計監査の選出は、総会において行う。

(役員等の解任)

第20条 役員及び会計監査が以下の各号のいずれかに該当した場合、総会における決議によりその任を解くことができる。

- (1) 心身の故障などにより、職務の執行に堪えられなくなったとき
- (2) 役員として著しく不適当な行為があると認められるとき

(役員等の辞任)

第21条 役員及び会計監査は、辞任届を役員会に提出することにより、その任を辞することができる。

(役員等の任期)

第22条 役員及び会計監査の任期は、選出された日から2年間とする。ただし、後任の役員が選出された時点でその任を解かれる。また、再任を妨げない。

- ② 役員及び会計監査は、任期満了後であっても後任の役員がいない場合には、後任の役員が選出されるまでその職務を代行する。

(役員等の補佐者)

第23条 会計、スクール、競技運営、総務の各役員は、自己の職務を補佐する者を置くことができる。補佐者は会員でなければならない。また、補佐者は他の役員を兼ねることができる。

第4章 役員会

(役員会)

第24条 役員会はクラブの運営機関である。

(役員会の参加資格)

第25条 役員会に参加する資格のある者は、役員、顧問及び会計監査とする。ただし、代表は役員会の議題によりその他の者を参加させることができる。

(役員会の開催)

第26条 以下の各号のいずれかに該当する場合、代表は役員会を招集しなければならない。

(1) 代表が必要と認めた場合

(2) 役員が、代表に対して、全役員の3分の1以上の書面による同意を得て、開催の目的を示して役員会開催の請求を行った場合。この場合代表は、請求を受けた日から起算して30日以内に役員会を招集しなければならない。

(招集)

第27条 役員会の招集にあたっては、代表は原則として役員会開催の7日以上前に議題を提示の上で招集の告知をしなければならない。

② 代表は、役員会において緊急に議決を要する事項があり、役員会を開催する時間的余裕がない場合には、電子メールによって役員会の議決を求めることができる。

(議決権)

第28条 役員会における議決において、役員は、その兼ねている役職の数にかかわらずそれぞれ1つの議決権を持つ。役員は予め委任状を代表に提出することによりその議決権を他の役員に委任することができる。

(定足数)

第29条 役員会は、役員の2分の1以上の出席をもって成立する。なお、出席役員には、予めその議決権を他の出席役員に委任した役員を含む。

② 第27条第2項の規定に基づき電子メールによる役員会の議決を求める場合、その発議、検討及び議決は、役員の3分の2以上に配信されるように設計された電子メールシステム（以下「役員会メーリングリスト」という。）上において行われなければならない。

(議事進行)

第30条 役員会の議事の進行は、代表が行う。

(議決)

第31条 役員会における議決は、出席役員の持つ議決権（書面により他の役員から委任されている議決権を含む。以下本条において同じ。）の過半数をもって決する。ただし賛否同数の場合は代表が決定する。

② 第27条第2項の規定に基づく電子メールによる役員会の議決は、役員（役員会メーリングリストによる電子メールが配信されない役員を含む。）の過半数をもって決する。賛否がともに半数である場合は代表が決定し、それ以外で賛否がともに過半数に満たない場合は議決がなされなかったものとみなす。

(議事録)

第32条 代表は役員会の議事録を作成し、代表及び代表が指名する出席役員1名から署名または捺印により承認を受けた上でこれを5年間保管し、会員の請求があればこれを閲覧させなければならない。

第5章 総会

(総会)

第33条 総会はクラブの最高議決機関である。

(議決権)

第34条 総会における議決において、一般会員、学生会員及び中高生会員はそれぞれ1つの議決権を持つ(以下この章において「会員」とは議決権を有する会員を指すものとする)。会員は、予め委任状を代表に提出することによりその議決権を他の会員もしくは議長に委任することができる。

(総会の区分)

第35条 総会は通常総会と臨時総会に区分される。

(通常総会)

第36条 代表は、通常総会を毎年1回、新会計年度開始後2箇月以内に招集しなければならない。

(通常総会の議題)

第37条 通常総会においては、以下の内容を議題に含まなければならない。

- (1) 前年度決算及び年間活動報告
- (2) 新年度予算及び年間活動計画
- (3) 役員を選出(必要がない場合は、その旨)

(臨時総会)

第38条 以下の各号のいずれかに該当する場合、代表は臨時総会を招集しなければならない。

- (1) 代表が必要と認めた場合
- (2) 会員が、代表に対して、会員の5分の1以上の書面による同意を得て、開催の目的を示して総会開催の請求を行った場合。この場合代表は、請求を受けた日から起算して50日以内に総会を招集しなければならない。

(招集)

第39条 総会の招集にあたっては、代表は総会開催の10日以上前に議題を提示の上で招集の告知をしなければならない。

(定足数)

第40条 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。なお、出席会員には、予めその議決権を他の出席会員もしくは議長に委任した会員を含む。

(議長)

第41条 総会の議長は、総会の冒頭に出席会員の中から互選により選出する。議長が選出されるまでの議事の進行は、代表が行う。

(議決)

第42条 総会における議決は、出席会員の持つ議決権(書面により他の会員から委任されている議決権を含み、議長が持つ議決権を含まない。以下本条において同じ。)の過半数をもって決する。ただし、賛否同数の場合は議長が決定する。また、以下の議決に関しては出席会員の持つ議決権の3分の2以上をもって決する。

- (1) 会則の改正
- (2) 会員の除名
- (3) クラブ役員及び会計監査の解任

(4) その他総会においてこの方法によって決議するとした事項

(議事録)

第43条 代表は総会の議事録を作成し、議長及び議長が指名する出席会員1名以上から署名または捺印により承認を受けた上でこれを5年間保管し、会員の請求があればこれを閲覧させなければならない。

第6章 会計

(会計年度)

第44条 会計年度は各年の5月1日から翌年4月30日までとする。

② 会計年度は、その始期の存する年をもって称する。

(預金口座)

第45条 クラブは、その会計運営を行うにあたり、銀行等の金融機関に預金口座を開設することができる。

(収入)

第46条 クラブの収入は、別途定める会費規程において定める会費をもって行う。ただし、会費以外の収入を妨げない。

(会費)

第47条 納入された会費は、会費規程に定める以外の場合においては返還しない。

(支出)

第48条 クラブの支出は、総会において決定した年間活動計画及び予算に基づいて行う。

(決算)

第49条 会計は各会計年度終了後1箇月以内に決算を作成し、会計監査の監査を経た上で総会に提出しなければならない。ただし、総会の承認を得られない場合でも決算の効力は失われない。

② 会計は、決算及びその関係資料を5年間保管しなければならない。

第7章 個人情報の取扱い

(個人情報の保護)

第50条 クラブは、次の事項を含む個人情報保護規程を定めるとともに、これを実行し維持しなければならない。また、代表はこの方針を文書化し、役員に周知させるとともに一般会員が入手可能な措置を講じなくてはならない。

- (1) クラブ事業の内容及び規模を考慮した適切な個人情報の収集、利用及び提供に関すること
- (2) 個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改竄及び漏洩などの予防並びに是正に関すること
- (3) 個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守すること
- (4) 個人情報の収集・取扱い方法の継続的改善に関すること

第8章 雑則

(改正)

第51条 本会則の改正には、総会の承認を要する。

(経過措置)

第52条 本会則が改正された場合、改正前の会則による会員は改正後の会則による会員とみなす。

附則

本会則は、2003年6月14日に発効する。ただし、第18条の規定は、2003年度に限り適用しない。

附則

本会則の改正は、改正の日から発効する。ただし、2007年度以前から引き続き会員である者のうち、2008年5月1日時点で18歳以上であり、かつ日本国内の中学校又は高等学校に在学中の者の会員種別は、2008年度に限り中高生会員とする。また、2007年度以前から引き続き会員である者のうち、2008年5月1日時点で12歳以上であり、かつ日本国内の小学校に在学中の者の会員種別は、2008年度に限り小学生会員とする。

附則

本会則の改正は、改正の日から発効する。

附則

本会則の改正は、改正の日から発効する。

以上